

京都市消防局訓令甲第11号

各 部
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防局災害活動組織規程の一部を次のように改正する。

平成29年3月31日

京都市消防局長 杉 本 栄 一

第2条第1項中「警防本部」の右に「を置き、警防本部に部（次項第1号に規定する局警防本部に限る。）、班」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 警防本部の名称は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 消防本部に置く警防本部 局警防本部

(2) 消防署に置く警防本部 署警防本部

第2条第3項中「局警防本部及び署警防本部」を「警防本部」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 署警防本部の名称は、別表第2のとおりとする。

第2条第5項中「(支援隊を除く。)」を削り、「別表第2」を「別表第3」に改める。

第3条第1項中「本市」を削り、同条第2項中「、統制長」を削り、同条第3項中「副部长」の右に「及び担当班長」を加え、同条第8項を削り、同条第9項を同条第8項とし、同条に次の1項を加える。

9 担当班長は、消防監、消防司令長又は消防司令をもって充て、班の担当任務を統括する。

第4条の見出しを「(指令管制)」に改め、同条第5項中「指令センター長等」を「消防指令センター長等」に、「班長又は班員」を「班の要員」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「副指令センター長」を「副消防指令センター長」に、「指令センター長」を「消防指令センター長」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「指令センター長」を「消防指令センター長」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「指令センター長、副指令センター長及び指令センター員（以下「指令センター長等」を「消防指令センター長、副消防指令センター長及び消防指令センター員（以下「消防指令センター長等」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

指令管制は、局本部長が統括する。

第6条第5項及び第7条第5項中「班員」を「班の要員」に改める。

第9条第2項中「別表第3」を「別表第4」に改める。

第12条第2項中「隊員」の右に「(以下「航空機隊長等」という。)を加え、同条に次の1項を加える。

5 航空機隊長等は、局本部長の指示により、局警防本部の班の要員となる。

第13条第4項中「班員」を「班の要員」に改める。

第15条中「別表第4」を「別表第5」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

1 局警防本部

局 本 部 長	局 副 本 部 長	部 及 び	司 令 部	通信指令班	
				消防救助班	
				救急班	
				調整班	
		部 及 び	管 理 部	消防団班	
				総務班	
				人事班	
				補給保全班	
		部 及 び	予 防 調 査 部	支援情報処理班	
				予防調査班	
				危険物保安班	
				市民班	
		部 及 び	支 援 部	災害支援班	
				活動支援班	
				後方支援班	
		部	班	市災害対策本部班	
		部 長	部 長	隊	本部指揮救助隊
					消防隊（特設隊を編成する場合に限る。）
					救助隊（特設隊を編成する場合に限る。）
					救急隊（特設隊を編成する場合に限る。）
航空機隊					
特別装備隊					
支援隊（特設隊を編成する場合に限る。）					

備考1 班に任務別の担当を置くことがある。

2 市災害対策本部が設置されたときは、局本部長とあるのは消防部長と、局副本部長とあるのは消防副部長と、部とあるのは統括と読み替える。

2 署警防本部

署 本 部 長	署 副 本 部 長	班	警防班
			支援班
			予防調査班
			区災害対策本部班
	隊	部	署指揮隊
			消防隊
			救助隊（常設する部隊を配置する署警防本部に限る。）
			救急隊
			支援隊（特設隊を編成する場合に限る。）

備考 市災害対策本部が設置されたときは、署本部長とあるのは消防署班長と、署副本部長とあるのは消防署副班長と読み替える。

別表第2（第2条関係）

署警防本部の区分	署警防本部の名称
北消防署に置く署警防本部	北警防本部
上京消防署に置く署警防本部	上京警防本部
左京消防署に置く署警防本部	左京警防本部
中京消防署に置く署警防本部	中京警防本部
東山消防署に置く署警防本部	東山警防本部
山科消防署に置く署警防本部	山科警防本部
下京消防署に置く署警防本部	下京警防本部
南消防署に置く署警防本部	南警防本部
右京消防署に置く署警防本部	右京警防本部
西京消防署に置く署警防本部	西京警防本部
伏見消防署に置く署警防本部	伏見警防本部
醍醐消防分署に置く署警防本部	醍醐警防本部

別表第4 災害活動の項中「局警防本部及び署警防本部」を「警防本部」に改め、「並びに指揮者及び部隊」を削り、同表警防態勢の項中「実施し、」の右に「又は」を加え、「局警防本部及び署警防本部」を「警防本部」に改め、「並びに部隊」を削り、同項の次に次の1項を加える。

指令管制	警防活動の効率的な実施のために行う、部隊及び消防通信の運用の統制をいう。
------	--------------------------------------

別表第4を別表第5とする。

別表第3中

所 属
北 消 防 署
中 京 消 防 署
東 山 消 防 署
山 科 消 防 署
西 京 消 防 署
伏 見 消 防 署

を

警 防 本 部
北 警 防 本 部
中 京 警 防 本 部
東 山 警 防 本 部
山 科 警 防 本 部
西 京 警 防 本 部
伏 見 警 防 本 部

に改め、同表を別

表第4とする。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第2条関係）

警防本部	部隊の名称	運用する消防機械等	配置署所等
北警防本部	北 指 揮 隊	司令車	北 消 防 署
	北 第 1 消 防 隊	水槽車	
	北 第 2 消 防 隊	ポンプ車, 小型はしご車	
	大 徳 寺 消 防 隊	小型水槽車	北消防署大徳寺消防出張所
	中 川 消 防 隊	ポンプ車, 消防救急車	北消防署中川消防出張所
	北 救 急 隊	救急車	北 消 防 署
上京警防本部	上 京 指 揮 隊	司令車	上 京 消 防 署
	上京第1消防隊	小型水槽車	
	上京第2消防隊	ポンプ車, 速消小型水槽車, 大型はしご車	
	大 宮 消 防 隊	小型水槽車	上京消防署大宮消防出張所
	北野高度救助隊	救助工作車, 大型救助工作車	上京消防署北野消防出張所
	上 京 救 急 隊	救急車	上 京 消 防 署
	北 野 救 急 隊	救急車	上京消防署北野消防出張所
左京警防本部	左 京 指 揮 隊	司令車	左 京 消 防 署
	左京第1消防隊	水槽車	
	左京第2消防隊	ポンプ車, 屈折はしご車, 大型はしご車	
	鹿ヶ谷消防隊	小型水槽車	左京消防署鹿ヶ谷消防出張所
	岩 倉 消 防 隊	小型水槽車	左京消防署岩倉消防出張所
	修 学 院 消 防 隊	ポンプ車	左京消防署修学院消防出張所
	大 原 消 防 隊	ポンプ車	左京消防署大原消防出張所
	鞍 馬 消 防 隊	ポンプ車	左京消防署鞍馬消防出張所
	花 背 消 防 隊	ポンプ車, 器材搬送車	左京消防署花背消防出張所
	岡崎特別救助隊	救助工作車, 小型水槽車	左京消防署岡崎消防出張所
	左 京 救 急 隊	救急車	左 京 消 防 署
	岡 崎 救 急 隊	救急車	左京消防署岡崎消防出張所

	岩倉救急隊	救急車	左京消防署岩倉消防出張所
	大原救急隊	救急車	左京消防署大原消防出張所
中京警防本部	中京指揮隊	司令車	中京消防署
	中京第1消防隊	水槽車	
	中京第2消防隊	ポンプ車, 速消小型水槽車, 大型はしご車	
	西大路消防隊	小型水槽車	中京消防署西大路消防出張所
	中京救急隊	救急車	中京消防署
	寺町救急隊	救急車	中京消防署寺町消防出張所
	壬生救急隊	救急車	中京消防署京都市立病院消防出張所
東山警防本部	東山指揮隊	司令車	東山消防署
	東山第1消防隊	ポンプ車	
	東山第2消防隊	ポンプ車, 速消小型水槽車, 屈折はしご車	
	泉涌寺消防隊	小型水槽車	東山消防署泉涌寺消防出張所
	東山救急隊	救急車	東山消防署
山科警防本部	山科指揮隊	司令車	山科消防署
	山科第1消防隊	水槽車, 電源照明車	
	山科第2消防隊	ポンプ車, 化学車, 大型はしご車	
	勸修寺消防隊	ポンプ車	山科消防署勸修寺消防出張所
	大塚消防隊	小型水槽車	山科消防署大塚消防出張所
	山科救急隊	救急車	山科消防署
	勸修寺救急隊	救急車	山科消防署勸修寺消防出張所
	大塚救急隊	救急車	山科消防署大塚消防出張所
下京警防本部	下京指揮隊	司令車	下京消防署
	下京第1消防隊	水槽車	
	下京第2消防隊	ポンプ車, 速消小型水槽車, 大型はしご車	
	中堂寺消防隊	小型水槽車	下京消防署中堂寺消防出張所
	塩小路特別救助隊	救助工作車, 特殊災害対策車	下京消防署塩小路消防出張所
	下京救急隊	救急車	下京消防署
	塩小路救急隊	救急車	下京消防署塩小路消防出張所
南警防本部	南指揮隊	司令車	南消防署
	南第1消防隊	水槽車, 高発泡排煙車	
	南第2消防隊	ポンプ車, 大型水槽車, 屈折はしご車, 大型はしご車	
	西八条消防隊	ポンプ車	南消防署西八条消防出張所
	久世消防隊	ポンプ車, 化学車	南消防署久世消防出張所
	吉祥院特別救助隊	救助工作車	南消防署吉祥院消防出張所
	南救急隊	救急車	南消防署
	京都駅西救急隊	救急車	南消防署京都駅西消防出張所

	西八条救急隊	救急車	南消防署西八条消防出張所
右京警防本部	右京指揮隊	司令車	右京消防署
	右京第1消防隊	水槽車	
	右京第2消防隊	ポンプ車, 速消小型水槽車, 小型はしご車	
	嵯峨消防隊	ポンプ車	右京消防署嵯峨消防出張所
	御室消防隊	ポンプ車, 放水砲車	右京消防署御室消防出張所
	京北消防隊	ポンプ車, 器材搬送車	右京消防署京北消防出張所
	梅津特別救助隊	救助工作車	右京消防署梅津消防出張所
	右京救急隊	救急車	右京消防署
	嵯峨救急隊	救急車	右京消防署嵯峨消防出張所
	梅津救急隊	救急車	右京消防署梅津消防出張所
	京北救急隊	救急車	右京消防署京北消防出張所
	西京警防本部	西京指揮隊	司令車
西京第1消防隊		水槽車	
西京第2消防隊		ポンプ車, 屈折はしご車	
桂消防隊		ポンプ車	西京消防署桂消防出張所
洛西第1消防隊		ポンプ車	西京消防署洛西消防出張所
洛西第2消防隊		大型はしご車	
松尾消防隊		化学車	西京消防署松尾消防出張所
西京救急隊		救急車	西京消防署
洛西救急隊		救急車	西京消防署洛西消防出張所
伏見警防本部	伏見指揮隊	司令車	伏見消防署
	伏見第1消防隊	水槽車	
	伏見第2消防隊	ポンプ車, 小型はしご車	
	南浜消防隊	ポンプ車, 化学車	伏見消防署南浜消防出張所
	淀消防隊	ポンプ車	伏見消防署淀消防出張所
	神川消防隊	ポンプ車	伏見消防署神川消防出張所
	向島第1消防隊	ポンプ車	伏見消防署向島消防出張所
	向島第2消防隊	大型はしご車	
	伏見救急隊	救急車	伏見消防署
	南浜救急隊	救急車	伏見消防署南浜消防出張所
	淀救急隊	救急車	伏見消防署淀消防出張所
	神川救急隊	救急車	伏見消防署神川消防出張所
	向島救急隊	救急車	伏見消防署向島消防出張所
醍醐警防本部	醍醐指揮隊	司令車	伏見消防署醍醐消防分署
	醍醐第1消防隊	水槽車	
	醍醐第2消防隊	ポンプ車, 屈折はしご車, 大型はしご車	
	山ノ下特別救助隊	救助工作車	伏見消防署山ノ下消防出張所
	醍醐救急隊	救急車	伏見消防署醍醐消防分署

局警防本部	本部指揮救助隊	司令車	消 防 本 部
		災害現場指揮支援車, 特殊災害対策車, 大規模震災用高度救助車, 特別高度工作車, ポンプ車	京都市消防活動総合センター
	特別装備隊	無線中継車	消 防 本 部
		空気充填照明車, 資器材搬送車, 支援車, 大型除染システム車, 都市型水害対策車	京都市消防活動総合センター
	第1航空機隊	回転翼航空機	京 都 消 防 ヘ リ ポ ー ト
第2航空機隊	回転翼航空機		

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

(関係訓令の一部改正)

2 京都市消防局指令管制規程の一部を次のように改正する。

第1条中「(警防活動の効率的な実施のために、部隊運用の統括及び消防通信の運用の統制を行うことをいう。以下同じ。)」を削る。

第3条中「第3条第2号から第4号までに規定する警防態勢をいう。以下同じ。)において緊急を要する場合及び同規程第3条第1号に規定する平常警防態勢にあつては、指令班長をいう。」を「第15条の規定により局警防本部の任務を統括する者及び緊急を要する場合にあつては、通信指令班指令担当班長を含む。」に、「すべて」を「全て」に改める。

第7条中「別表第2」を「別表第3」に改める。

第9条中「第27条第2項」を「第26条第4項」に改める。

(消防局警防部警防計画課)